

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 第30回会議議事録

日 時	平成27年10月15日(木) 午後4時30分～午後5時15分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	三辺部会長、金子委員、藤原委員
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者なし)
議 題	1 行政不服審査法の全部改正に伴う情報公開条例及び個人情報保護条例における費用等の規定の整備について
議事及び決定事項	<p>開会にあたり、部会長が、会議の公開を確認した。</p> <p>1 行政不服審査法の全部改正に伴う情報公開条例及び個人情報保護条例における費用等の規定の整備について</p> <p>(事務局) 行政不服審査法の全部改正に伴う情報公開条例及び個人情報保護条例における費用等の規定の整備についての諮問について説明(資料(1)に基づき説明)</p> <p>(金子委員) 閲覧手数料は徴収しないことを前提に、資料を交付する際の手数料及び実費についての対応を考えるという話なのだろう。</p> <p>(三辺部会長) 今後施行される行政不服審査法については、新法という表現がよいだろう。</p> <p>(三辺部会長) 審議時間の関係から、事前に私が答申案を用意した。</p> <p>(事務局) 答申案について説明(資料(2)に基づき説明)</p> <p>(三辺部会長) 手数料を徴収するという考え方もありうる。</p> <p>(金子委員) 新法では第38条第4項で実費の範囲内で手数料を納めなければならないとしており、実費の範囲内で政令で定めることとなっているが、具体的にはまだ政令が定まっていない。</p> <p>(藤原委員) 実費の金額についてはどのように定める予定なのか。</p> <p>(事務局) 規則で定める予定である旨説明。</p> <p>(藤原委員) この案でよいだろう。</p> <p>(三辺部会長) 以上で御承認いただいたということでよいか。本件については、ただ今決定した案により答申する。</p>
特記事項	<p>1 資料</p> <p>(1) 行政不服審査法の全部改正に伴う資料閲覧等請求の写しの交付手数料の対応について</p> <p>(2) 行政不服審査法の全部改正に伴う情報公開条例及び個人情報保護条例における費用等の規定の整備について 答申案</p> <p>2 特記事項</p>

次回開催日時 未定

本議事録を承認します。

平成27年11月26日

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 部会長 三辺 夏雄

委 員 金子 正史

委 員 藤原 静雄